

令和2年（2020年）6月19日

教職員各位

学校法人東京家政学院
理事長 沖吉和祐
東京家政学院大学
学長 廣江 彰

新型コロナウイルス感染症防止対策への協力への感謝と
学納金に関する考え方についてのお知らせ

東京家政学院大学においては、新型コロナウイルス感染症を防止するため「感染しない、感染させない」の取り組みに邁進して来ました。緊急事態のもと、ご協力、ご尽力いただいている教職員の皆様には感謝申し上げます。

4月に新年度を迎えましたが、入学式を中止し、授業（面接授業）実施を遅らせるとの判断をし、5月11日（月）から遠隔授業を始めて今に至っています。また、学生は教室、実習室、図書館など大学施設の利用ができないままとなっています。

今後、8月には感染防止策を施した上で、遠隔授業に加えキャンパスにおける授業を開始し、また試験を実施して前期授業を9月には終え、単位認定を行う予定です。その間、新入生は大学入学の実感を持たず、また2年次生以上の学生にとっては、慣れ親しんだ学生生活を送れない、親しい友人たちに会えない、大学で研究を行えないなどの辛い日々を過ごしていると思います。保護者の皆さんにとっても、大きな心配と不安とが高まっていると思います。

学生、保護者の中から、遠隔授業では大学施設が利用できないなどにより、学納金（入学金、授業料、施設設備資金、同窓会入会金、学研災保険料、学友会費、保護者会費、人間栄養学科と食物学科は実習費）の減免や一部返還を求める声も、既に届いています。

このような声に対しては、学納金の減免や返還を行わないとお伝えします。もちろん、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的打撃を受けている学生がいることは十分承知していますので、学院あるいは大学としての独自の支援を実施し、また国の支援策を受けて「学生支援緊急給付金」等への対応を行っているところです。

本学における学納金のうち、授業料、施設設備資金及び人間栄養学科と食物学科の実習費については、学部生にとっては4年間で、また院生は2年間で、それぞれに学士と修士を授与される教育を受けて卒業・修了するために設定されたものです。したがって、新型コロナウイルス感染症拡大という状況下で、遠隔授業を行う、あるいは一時学内施設が使えない場合でも、卒業・修了のための教育に必要な費用が変わるものではありません。大切なことは、私たち教職員が卒業、修了に向けて学生に対する教育を十分に保証することです。

上記のように、新型コロナウイルス感染症による感染から学生を守るために取られている目下の特異な教育方法の下でも、学納金については減免や返還は行わないことをお知らせします。

なお、実習等に必要食材をはじめとする消耗品は、本来大学が支出する費用であり、これまでも大学から業者に支払っています。授業の過程で学生が”立て替え払い”をしていると判断できるケースは、ご相談のうえ精算することとしますので、お知らせください。精算方法については追って関係の教員にお知らせ致します。

大変な事態が続きますが、引き続き、学院・大学の教育研究活動にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先： 総務グループ企画担当 内線 3051 Email: kikaku-g@kasei-gakuin.ac.jp